

杉並区総合計画等の改定に関する基本方針について

杉並区総合計画・実行計画・区政経営改革推進計画・協働推進計画・デジタル化推進計画・区立施設再編整備計画（以下「計画」という。）について、この間の社会経済環境の変化や、区長公約において示された取組の実現、区民参画に基づく対話協調型区政の更なる推進等を念頭に置いた区政運営が求められていることを踏まえ、改定を1年前倒しし、令和5年度に実施していくこととして、別紙のとおり改定の基本方針を定めましたので報告いたします。

1 改定の基本的な考え方

(1) 計画期間

- 総合計画：令和6年度から令和12年度まで
- 実行計画、区政経営改革推進計画、協働推進計画、デジタル化推進計画：
令和6年度から令和8年度まで
- 区立施設再編整備計画：別途検討

(2) 改定にあたっての留意点

- 基本構想を実現するために必要となる取組を改めて精査し、施策指標の見直しや、その目標の達成に向けてより寄与度の高い事業・取組の選定に取り組んでいく。
- 社会経済環境の変化への対応や、気候変動対策、区政への区民参画の促進、対話協調型区政の更なる推進などの区長公約の実現等を念頭に置くとともに、変化する区民ニーズや国・東京都等の動向を踏まえ、今日的に求められている新たな視点を盛り込んでいく。
- デジタル化の取組や、アフターコロナを見据えた新たな生活様式を区民生活と区政の全般に浸透させていく視点を持ち、区民の利便性向上、業務効率化と職員の働き方の抜本的な改革に向けた取組を盛り込んでいく。

2 各計画の改定の考え方

(1) 総合計画

- 現行の施策体系（29施策）の見直しも視野に入れた検討を行うほか、必要に応じて、施策指標の入れ替えや見直し、追加、削除を行うこととする。
- 現行の区政経営改革推進基本方針、協働推進基本方針、デジタル化推進基本方針については、内容の見直しも視野に検討を行う。「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するための基本的な考え方」についても見直す方向で検討する。

(2) 実行計画

- 目標達成への寄与度を改めて十分に精査し、寄与度の低い計画事業については、計画事業化の見送りや事業自体の廃止も含めて検討する。一方で、必要に応じて新たな計画事業を盛り込むことや、計画事業に掲げる取組項目の事業量を見直すことを検討する。
- 令和6年度予算において新規に取り組む事業等については、実行計画に適切に反映し、その整合を図ることとする。

(3) 区政経営改革推進計画、協働推進計画、デジタル化推進計画

- 従来の考え方のみには捉われず、新規取組項目の追加や、必要な見直し（変更、削除等）も含めて検討を行う。
- 指定管理者制度については、現在、これまでの取組の検証を実施していることから、検証の方向性や今後の方針との整合を図ることとする。
- 公民連携プラットフォームの活用を通じて地域課題の解決を図っていくことができる取組については、その活用の視点を盛り込んでいく。

(4) 区立施設再編整備計画

- 区立施設再編整備計画については、現在、これまでの取組の検証を実施していることから、検証の方向性や今後の方針との整合を図り、現計画の基本方針の見直しを行う。
- 再編整備の取組の計画化や計画実施にあたっては、可能な限り区民との対話の機会を設けるなど、計画決定から計画の実行に至るプロセスの見直しを検討する。

3 改定作業の進め方

- 可能な限り区民からの意見を把握した上で検討を進め、区民意見を的確に反映した改定とすること。
- これまで行ってきた計画事業、取組内容の評価を行い、多面的に内容を精査すること。
- 各部局において十分に議論し、部を横断して取り組むべき課題については部間での連携・調整を積極的に図ること。
- 計画を初めて見る区民にとっても、区や地域が直面している課題や、区の目指すべき方向性等について、戦略的かつ視覚的にわかりやすく見える化すること。

4 改定スケジュール（予定）

令和5年	10月	改定案の決定、区議会へ説明
	11月	地域説明会、パブリックコメント（12月初旬まで）
令和6年	1月	改定計画の決定
	2月	区議会に報告、公表

杉並区総合計画等の改定に関する基本方針

1. 改定の趣旨

区は、基本構想が目指す概ね10年程度を展望したまちの姿である「みどり豊かな住まいのみやこ」を実現するための具体的な道筋として、令和4年3月に杉並区総合計画・実行計画・区政経営改革推進計画・協働推進計画・デジタル化推進計画・区立施設再編整備計画（以下「計画」という。）を策定し、令和4年4月から計画に基づく取組を実施してきた。

令和4年度については、社会経済環境や事情の変化等を機動的に反映させる観点から計画の毎年度修正を実施するとともに、区長就任に伴い早急に対応を要する内容に関し、条例に基づくパブリックコメントを通じた区民意見聴取を経て、一部修正を行ったところである。

計画の改定は3年ごとに実施することとしているが、この間、記録的な物価高騰やデジタル化の進展等、社会経済環境は大きく変化している。また、区長公約において示された取組の実現や、区民参画に基づく対話協調型区政の更なる推進等を念頭に置いた区政運営が求められている。

こうしたことを踏まえ、基本構想が目指す将来のまちの姿を着実に実現していくため、令和6年度に実施することとしていた計画改定を1年前倒しし、以下のとおり、令和5年度に実施していくこととする。

2. 計画改定の基本的な考え方

（1）計画期間

総合計画の計画期間は、令和6年度から令和12年度までとする。また、実行計画については、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とし、区政経営改革推進計画、協働推進計画、デジタル化推進計画の計画期間は、実行計画に準じることとする。なお、区立施設再編整備計画の計画期間については、別途検討を行う。

（2）人口推計

計画の前提となる人口推計については、別途通知する新たな推計を用いることとする。

（3）改定にあたっての留意点

計画改定にあたっては、次の3点に特に留意して取り組むこととする。

① 基本構想の実現に向けた取組や事業の精査

区民参加により策定された基本構想が掲げる「みどり豊かな住まいのみやこ」の実現に向けて描いた、8つの分野の将来像を実現するために必要となる取組を改めて精査し、目標達成に向けた施策指標の見直しや、その目標の達成に向けてより寄与度の高い事業・取組の選定に取り組んでいく。

② 社会経済環境の変化等に対応した新たな視点

すべての施策・事業において少子高齢化の進展や物価高騰等の社会経済環境の変化への対応や、気候変動対策、区政への区民参画の促進、対話協調型区政のさらなる推進などの区長公約の実現等を念頭に置くとともに、変化する区民ニーズや国・東京都等の動向を踏まえ、今日的に求められている新たな視点を盛り込んでいく。

③ 区民の利便性向上、職員の業務の効率化と働き方改革に向けた取組の強化

急速に進展するデジタル化の取組や、アフターコロナを見据えた新たな生活様式を区民生活と区政の全般に浸透させていく視点を持ち、区民の利便性向上、業務効率化と職員の働き方の抜本的な改革に向けた取組を意識的に盛り込んでいく。

3. 各計画の改定の考え方

(1) 総合計画

① 施策体系について

基本構想に掲げた8つの分野の将来像実現に向けた取組を念頭に置いた上で、現行の施策体系(29施策)の見直しも視野に入れた検討を行う。

② 施策指標について

必要に応じて、施策指標の入れ替えや見直し、追加、削除を行うこととする。その際、経年での変化を把握できることや他自治体等との比較が可能となるよう、客観的かつ定量的な指標の設定を目指す。

③ 区政経営改革推進基本方針、協働推進基本方針、デジタル化推進基本方針

基本構想の「区政経営の基本姿勢」の内容を念頭に置き、現行の各基本方針内容の見直しも視野に入れた検討を行う。なお、区政経営改革推進基本方針において示されている「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するための基本的な考え方」についても見直す方向で検討を行う。

また、各基本方針に基づく取組の指標(目標値)については、可能な限り設定するよう努めるものとする。

(2) 実行計画

① 計画事業の見直し等

実行計画は、総合計画の施策指標の達成に向けた寄与度が高い事業のうち、特に計画的に実施する必要がある事業に関する財政上の裏付けを有する計画である。このことを踏まえ、既存の実行計画事業については、目標達成への寄与度を改めて十分に精査し、寄与度の低い計画事業については、事業の必要性を改めて見直し、計画事業化の見送りや事業自体の廃止も含めて検討する一方で、区民ニーズも踏まえ、必要に応じて新たな計画事業を盛り込むことや、計画事業に掲げる取組項目の事業量を見直すことを検討する。

なお、事業量の見直しにあたっては、この間の実績などによる安易な下方修正は行わないものとする。

② 令和6年度予算における新規事業等との整合

令和6年度予算において新規に取り組む事業等については、実行計画に位置付けるべき事業であるか等を精査の上、必要に応じて実行計画に適切に反映し、その整合を図ることとする。

(3) 区政経営改革推進計画、協働推進計画、デジタル化推進計画

① 取組内容の見直し等

各計画に掲げている取組内容について、従来の考え方のみには捉われず、新規取組項目の追加や、必要な見直し（変更、削除等）も含めて検討を行う。

なお、現行の事業量の見直しにあたっては、この間の実績などによる安易な下方修正は行わないものとする。

② 検証結果との整合等

指定管理者制度については、現在、区民意見の聴取、対話の場の設定、学識経験者からの意見聴取等を通じ、これまでの取組の検証を実施していることから、検証の方向性や今後の方針との整合を図ることとする。

③ 公民連携プラットフォームの活用による課題解決

令和5年4月から公民連携プラットフォームの運用が開始されたことを踏まえ、その活用を通じて、地域課題の解決を図っていくことができる取組については、内容に応じて公民連携プラットフォーム活用の視点を盛り込んでいく。

(4) 区立施設再編整備計画

① 検証結果を踏まえた基本方針等の見直し

区立施設再編整備計画については、現在、区民意見の聴取、対話の場の設定、学識経験者からの意見聴取等を通じ、これまでの取組の検証を実施していることから、検証の方向性や今後の方針との整合を図り、現計画の基本方針の見直しを行う。

その際、建物のZEB化をはじめとする環境性能向上への対応や工事単価の上昇等を踏まえた改築・改修等経費試算の見直し等を含めて検討を行うこととする。

② 再編整備の取組における計画決定プロセスの見直し

施設の統廃合等を含む再編整備の取組の計画化や計画実施にあたっては、区民との情報共有や区民参画による計画づくりを推進する観点から、可能な限り区民との対話の機会を設けるなど、計画決定から計画の実行に至るプロセスの見直しを検討する。

4. 改定作業の進め方

(1) 区民ニーズの把握・反映

基本構想実現のための区民懇談会（すぎなみちよこっトーク）や、さとことブレスト、聴くオフ・ミーティング等で示された区民意見や、その他の区民要望、また区議会からの要望等を含め、可能な限り区民からの意見を把握した上で検討を進め、区民意見を的確に反映した改定とすること。

(2) これまでの取組の評価に基づく改定

各種データや実績等のエビデンスに基づいた検証を踏まえることを通じて、これまで行ってきた計画事業、取組内容の評価を的確に行い、事業・目的の妥当性、必要性、有効性、優先度、費用対効果など、多面的な側面から内容を精査すること。

また、取組の拡充等、歳出増につながる内容を計画化するにあたっては、スクラップアンドビルドの視点を必ず持つこと。

(3) 各部局における調書作成

計画改定の作業にあたっては、各部局において十分に議論したうえで、別途送付する計画改定用調書の作成要領に基づき、所定の様式により調書を作成すること。部を横断して取り組むべき課題については部間での連携・調整を積極的に図り、管理職によるマネジメントを十分に発揮すること。

(4) 区民に分かりやすい計画

パブリックコメントに付す計画案及び決定後の計画冊子の作成にあたっては、区政の情報は区民のものであるとの認識のもと、インフォグラフィック(※)の活用など、計画を初めて見る区民にとっても、区や地域が直面している課題のほか、区の目指すべき方向性について戦略的かつ視覚的にわかりやすく見える化すること。

※インフォグラフィック：図や表、イラストなどを用いることによって情報やデータを視覚的・直感的にわかりやすく伝える手法。